

領土に関する決議

昭和 27 年 7 月 31 日
衆議院本会議可決

平和條約の発効に伴い、今後領土問題の公正なる解決を図るため、政府は、国民の熱望に応じてその実現に努めるとともに、特に左の要望の実現に最善の努力を拂われない。

一、齒舞、色丹島については、当然わが国の主権に属するものなるにつき、速やかにその引渡を受けること。

二、沖縄、奄美大島については、現地住民の意向を十分に尊重するとともに、差し当り教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。なお、右に関して奄美大島等については、従来鹿児島県の一部であった諸事情を考慮し特別に善処すること。

三、小笠原諸島については、先ず旧住民の復帰を実現した上、教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。

右決議する。